

令和5年度 第3回千葉県建築審査会議事録

1. 会議の日時及び場所

日時：令和5年11月15日（水）午前10時から午前10時30分まで

場所：千葉市中央区長洲1-8-1 ホテルプラザ菜の花4階「楨1」

2. 出席した委員の氏名

上野武委員、芦谷典子委員、前島彩子委員、子安正宏委員、姉崎真人委員

3. 議事の案件名及び結果

(1) 同意案件

建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可3件が同意された。

案件番号	案件名	敷地の所在	建築物の用途	結果
1	建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可の同意について	鎌ヶ谷市	一戸建ての住宅	同意
2	建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可の同意について	鎌ヶ谷市	一戸建ての住宅	同意
3	建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可の同意について	鎌ヶ谷市	一戸建ての住宅	同意

4. 議事の経過（公開審議）

(1) 同意案件

○案件第1号

建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可の同意について（鎌ヶ谷市）

事務局から案件の説明が行われ、以下の質疑応答の後、同意された。

委員・・・申請空地の前面が5mとなっているが協定の見直しをしたのか。

事務局・・・当該協定道路については、幅員4mでは転回広場が無く位置指定道路の基準に適合しないため、鎌ヶ谷市の指導により両側1mずつ後退させ幅員6mとする計画となっている。

委員・・・協定道路の入口部分の土地に隅切りされているような部分があるが、この敷地の所有者は協定に参加しているか。

事務局・・・当該敷地の所有者は協定に参加しているが、隅切り部分については位置指定道路の基準に適合しない隅切りとなっている。

- 委員・・・申請敷地の前にある電柱の移設は行うのか。
事務局・・・行う予定である。

○案件第2・3号

建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可の同意について（鎌ヶ谷市）

事務局から案件の説明が行われ、以下の質疑応答の後、同意された。

- 委員・・・18番の前面は転回広場として利用することを想定しているのか。
事務局・・・18番の前面は、前回の申請時に終端の転回広場として設定していたが、今回の申請により18番の前面の空地が中間の転回広場となったため、新たに設定した終端の転回広場と中間の転回広場が合わさる形で当該道路形状となった。
委員・・・部分的に協定が締結されたと説明があったが、協定道路において協定ができていない部分があるということか。
事務局・・・今回の道路については個別の協定道路となっており、当該申請敷地2件の個別の協定となっているため、部分的にと説明したものである。協定道路入口からの一連の協定道路については、すべて協定が結ばれている状況である。
委員・・・協定道路終端部の先にある敷地の状況はどうなっているのか。
事務局・・・雑木林が存在している。現時点では建築計画があるとは聞いていない。

以上